

2023年3月17日

新設分割に関する事後備置書類

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館18階
株式会社 M&A 総研ホールディングス
代表取締役 佐上 峻作

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館18階
株式会社 M&A 総合研究所
代表取締役 佐上 峻作

株式会社 M&A 総研ホールディングス（2023年3月17日をもって「株式会社 M&A 総合研究所」より商号変更。以下「分割会社」といいます。）は、2023年1月13日付新設分割計画（その後の変更・修正を含み、以下「本新設分割計画」といいます。）に基づき、2023年3月17日をもって、新たに設立した株式会社 M&A 総合研究所（以下「新設会社」といいます。）に対して、分割会社の M&A 仲介事業（ただし、新設会社設立の日である2023年3月17日前に分割会社が受託した案件に係る契約を除きます。）を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本新設分割が効力を生じた日

2023年3月17日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第805条の2の規定による新設分割をやめることの請求をした株主はいませんでした。

3. 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

(1) 会社法第806条第3項及び第4項に基づき、2023年2月2日から定款の定めに従い電子公告を行いました。所定の期間内に同条1項に基づく株式の買取請求をした株主はいませんでした。

(2) 本新設分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権者に関する手続（会社法808条の規定による手続）は実施していません。

(3) 分割会社は、会社法第810条の規定に基づき、2023年2月2日付で官報に公告すると

もに、定款の定めに従い同日から電子公告にて公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本新設分割により新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、分割会社より、M&A 仲介事業（ただし、新設会社設立の日である 2023 年 3 月 17 日前に分割会社が受託した案件に係る契約を除きます。）に関する権利義務を承継しました。

新設会社が、分割会社から引き継いだ資産の額は 615,808 千円、負債の額は 351,848 千円（いずれも 2023 年 2 月 28 日時点の分割会社の貸借対照表に基づく暫定値）となっております。

5. その他本新設分割に関する重要な事項

当社は、2023 年 3 月 14 日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において「新設分割計画承認の件」として本新設分割計画の承認にかかる議案（以下「本議案」といいます。）を提出しましたが、本臨時株主総会において、当社の株主である当社取締役荻野光から、本議案について下記のとおり修正動議が提出され、本議案は修正動議案のとおり承認されました。

<修正動議の内容>

本議案の新設分割計画のうち、新設会社の定款について以下のとおり変更する。

（下線は変更部分を示します。）

| 会社提案 | 修正動議案 |
|--|---|
| <p>（機関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p>3 <u>監査役会</u></p> | <p>（機関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 監査役</p> <p><削除></p> |
| <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>第 27 条～第 29 条（略）</p> <p>（常勤の監査役）</p> <p><u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>（監査役会の招集通知）</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役</p> | <p>第 5 章 <u>監査役</u></p> <p>第 27 条～第 29 条（会社提案どおり）</p> <p><削除></p> <p><削除></p> |

| | |
|--|--|
| <p>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、<u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (略)</p> | <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第<u>30</u>条～第<u>32</u>条 (会社提案どおり)</p> |
| <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>38</u>条 (略)</p> | <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>35</u>条 (会社提案どおり)</p> |

以上